

京 都 大 学 の 講 座 、 学 科 目 、 研 究 部 門 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(工学部)</p> <p>第 2 5 条 工学部に次表左欄に掲げる学科を置き、当該学科にそれぞれ同表右欄に掲げる学科目を置く。</p> <p>地球工学科 土木工学、環境工学、資源工学</p> <p>建築学科 建築学</p> <p>物理工学科 機械システム学、材料科学、<u>エネルギー</u>工学、宇宙基礎工学</p> <p>電気電子工学科 電気電子工学</p> <p>情報学科 計算機科学、数理工学</p> <p>工業化学科 創成化学、工業基礎化学、化学プロセス工学</p> <p>(後 略)</p>	<p>(工学部)</p> <p>第 2 5 条 } (同 左)</p> <p>物理工学科 機械システム学、材料科学、<u>エネルギー</u>工学、原子核工学、宇宙基礎工学</p> <p>} (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>